

令和 7 年度

広域基盤整備計画調査

雄物・米代川地域更新整備計画策定他業務

特 別 仕 様 書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 令和7度広域基盤整備計画調査雄物・米代川地域更新整備計画策定他業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、広域基盤整備計画調査の一環として、雄物・米代川地域の農業水利施設の更新整備計画の策定を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする地区及び施設の場所は、秋田県横手市他で別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行の確実性表の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査事項a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1－7条 本業務の管理技術者は、次のとおりである。

管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1－8条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1－10条 受注者は、共通仕様書第1－37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	食料・農業農村政策審議会 農業農村整備部会・技術小委員会	令和5年4月
2	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局	平成27年11月
3	食料供給広域基盤確立対策 広域基盤整備計画書 記載方法	農林水産省農村振興局	平成26年3月

(作業条件)

第2-2条 本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(対象地区及び対象施設)

第2-3条 本業務の設計作業対象地区及び対象施設は下表のとおりである。

河川名	事業名	地区名	事業工期	施設数量等
雄物川	かん排	仙北平野	S44～S60	頭首工2、用水路6(38km)、排水路2(19km)
	施設整備	仙北平野	H10～H14	頭首工補修2、用水路補修4
	かん排	雄物川筋 (皆瀬・成瀬) (旭川)	S21～S55	頭首工2、用水路8(60km)、排水路5(39km) ダム1、頭首工3、用水路2(12km)
	〃	平鹿平野	H13～H25	頭首工2、用水路8(29km)
	〃	横手西部	H24～R11	排水路8(48km)
	〃	旭川	H28～R9	ダム1、頭首工4、用水路2(17km)
	応急対策	成瀬皆瀬	H31～R17	ダム取水塔1、用水路3km
	かん排	田沢疏水	S54～H1	頭首工2、用水路2(31km)
	〃	田沢二期	H23～R6	頭首工3、用水路13(59km)
	農地開発	田沢疏水	S12～S37	取水口1、頭首工1、揚水機1、用水路69km、 排水路11km
	〃	第二田沢	S38～S45	頭首工1、用水路25km

米代川	〃	能代	S43～H1	ダム取水塔 1、頭首工 1、用水路 67km、排水路 68km
馬場目川	干拓	八郎潟	S32～S51	中央干拓堤防 52km、排水路 22km、用水路 94km、防潮水門 1、排水機場 25、周辺干拓堤防 42km
	水質保全	八郎潟	R3～R24	取水口 5、用水路 94km、排水路 11.5km ¹ 、水管理施設 1
	農地防災	男鹿東部	H8～H19	防潮水門 1、排水機場 2
	施設整備	馬場目川下流	H13～H18	排水機場補修 1、取水口補修 10

各地区の機能保全計画作成施設は下表のとおり。

地区名	機能保全計画作成施設
仙北平野	丸子川頭首工 玉川頭首工 小滝川取水口 用水管理施設 上総川排水路 小滝川排水路 承水路 1号幹線用水路 2号幹線用水路 3号幹線用水路 4号幹線用水路 5号幹線用水路
雄物川筋 ① 平鹿平野 ② 横手西部 ③ 皆瀬・成瀬 ④ 旭川	大屋沼溜池、大屋沼導水路、寺内幹線水路 ① 皆瀬 1号幹線用水路、皆瀬 2号幹線用水路、皆瀬 4号幹線用水路、皆瀬 5号幹線用水路、皆瀬 6号幹線用水路 ② 油川幹線排水路、大宮川幹線排水路、石持川幹線排水路、吉田幹線排水路 ③ 皆瀬ダム取水塔、成瀬 1号幹線用水路、皆瀬 3号幹線用水路 ④ 相野々ダム頭首工、相野々ダム、相野々ダム放水路、左岸幹線用水路、右岸幹線用水路、黒沢川頭首工、新一の堰頭首工、新上堰頭首工
田沢疏水	用水管理、神代取水口、右岸幹線用水路、左岸幹線用水路、抱返頭首工
第二田沢	第二田沢神代取水口、田沢幹線用水路
能代	素波里頭首工 用水取水施設 牛首頭幹線排水路 第 1 号導水路 右岸幹線用水路 塙川支線用水路 第 2 号導水路 左岸幹線用水路 常磐支線用水路 豊沢常磐支線用水路 大豊沢支線用水路 大豊沢右岸支線用水路 大豊沢右 1 号支線用水路 藤切台支線用水路 藤切台 2 号支線用水路 浅内支線用水路 塙川 1 号支線用水路 朴瀬支線用水路 朴瀬 1 号支線用水路 北能代 1 号支線用水路 浅内 3 号支線用水路
八郎潟	A1-1 幹線用水路 A1-2 幹線用水路 A1-3 幹線用水路 A1-4 幹線用水路 A2-1 幹線用水路 B1 幹線用水路 B2 幹線用水路 B3 幹線用水路 B2-1 幹線用水路 B2-2 幹線用水路 B2-3 幹線用水路 B2-4 幹線用水路 B2-5 幹線用水路 B2-6 幹線用水路 C1-1 幹線用水路 C1-2 幹線用水路 C1-3 幹線用水路 C2-1 幹線用水路 C2-2 幹線用水路 G1-1 幹線用水路 G1-2 幹線用水路 H1 幹線用水路 H2 幹線用水路 支線排水路 中央幹線排水路 1 級幹線排水路 G2 幹線用水路
男鹿東部	南部排水機場 北部排水機場 防潮水門
馬場目川下流	浜口機場

事業実施中地区及び R 6 事業完了地区の田沢二期については、事業計画で策定されている工事実施計画及び施設長寿命化計画を基に、長寿命化に配慮した更新整備計画を作成する。

なお、事業実施中地区、田沢二期地区の対象施設は下表のとおり。

地区名	事業対象施設
横手西部 (事業実施中地区)	吉田幹線排水路 油川幹線排水路 大宮川幹線排水路 石持川幹線排水路 五郎兵衛排水路 皆瀬 1 号幹線用水路 皆瀬 3 号幹線用水路 皆瀬 4 号幹線用水路
旭川 (事業実施中地区)	あいののダム、新一の堰頭首工、新上堰頭首工、大戸川頭首工 旭川左岸幹線用水路、旭川右岸幹線用水路用水路、三の堰用水路、大戸川注水路
成瀬皆瀬 (事業実施中地区)	皆瀬取水塔、皆瀬 3 号幹線用水路、成瀬 1 号幹線用水路
八郎潟 (事業実施中地区)	取水口 2 箇所、幹線用水路 3 3 路線(全路線)、中央幹線排水路、支線排水路 2 路線 水管理施設
田沢二期 (R6 事業完了)	抱返頭首工、神代右岸取水口 第二田沢取水口 田沢疎水右岸幹線用水路 第二田沢幹線用水路 水管理施設

(貸与資料)

第 2－4 条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	土地改良施設整理台帳付属図面	1 部
2	事業誌、事業成績書	1 部
3	平成 14 年度広域基盤整備計画調査 (雄物・米代川地域) 最適整備計画検討業務	1 部
4	平成 15 年度広域基盤整備計画調査 (雄物・米代川地域) 最適整備年次構想策定その他業務	1 部
5	令和元年度広域基盤整備計画調査 能代地区長寿命化計画策定業務	1 部
6	令和 2 年度広域基盤整備計画調査 最上川下流右岸地区他長寿命化計画策定業務	1 部
7	令和 4 年度広域基盤整備計画調査 仙北平野地区長寿命化計画基礎資料策定等業務	1 部
8	令和 5 年度広域基盤整備計画調査 雄物・米代川地域更新整備計画策定等業務	1 部
9	令和 6 年度広域基盤整備計画調査 雄物・米代川地域更新整備計画基礎資料作成業務	1 部
10	平成 15 年度食料供給広域基盤確立対策広域基盤整備計画書 雄物・米代川地域	1 部

なお、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2－5 条 共通仕様書に示すに示す参考図書及び第 2－4 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1【作業項目表】に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 計画策定の基本方針	1 式	
3. 計画策定地域の概要	1 式	
4. 長寿命化に配慮した更新整備計画	1 式	
5. 水利調整組織再編計画	1 式	
6. 農業水利融通・再編計画	1 式	
7. 点検取りまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条 業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-3条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得な

ればならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

調査並びに設計に係る機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、調査業務間接調査費、設計業務直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(業務打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回：作業着手の段階

第2回：中間打合せ(機能保全計画書整理段階又は整備年次計画検討段階)

最終回：報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会の上で打ち合わせ等を行うこと年、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条 成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎5F
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2－2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- (2) 第2－3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合
- (3) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (4) 第4－1条に示す「業務打合せ」に変更が生じた場合
- (5) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (6) 履行期間の変更が生じた場合
- (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (8) その他

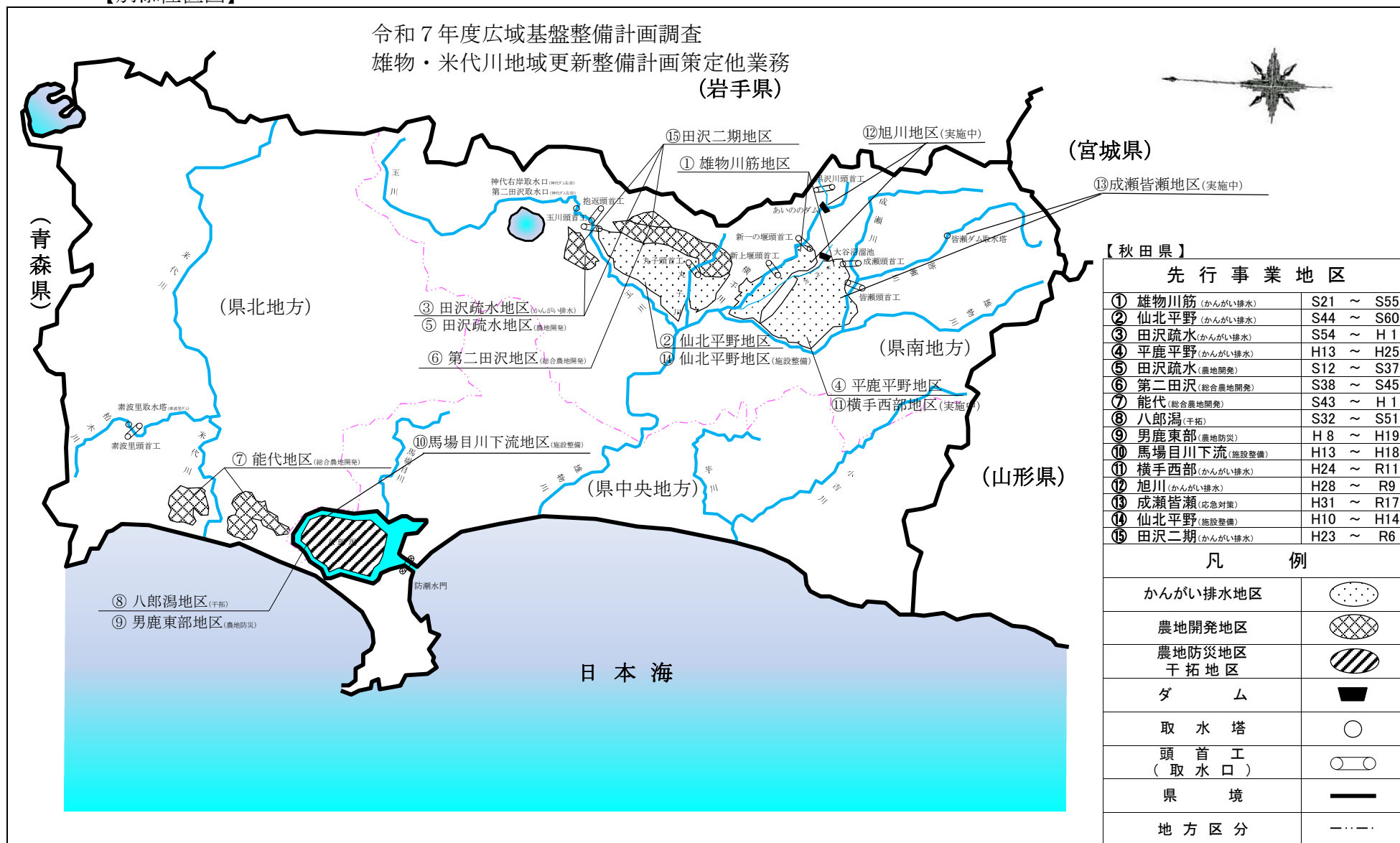
第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

第7－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別添位置図】

令和7年度広域基盤整備計画調査
雄物・米代川地域更新整備計画策定他業務
(岩手県)



【秋田県】

先行事業地区

① 雄物川筋 (かんがい排水)	S21 ~ S55
② 仙北平野 (かんがい排水)	S44 ~ S60
③ 田沢疏水 (かんがい排水)	S54 ~ H 1
④ 平鹿平野 (かんがい排水)	H13 ~ H25
⑤ 田沢疏水 (農地開発)	S12 ~ S37
⑥ 第二田沢 (総合農地開発)	S38 ~ S45
⑦ 能代 (総合農地開発)	S43 ~ H 1
⑧ 八郎潟 (干拓)	S32 ~ S51
⑨ 男鹿東部 (農地防災)	H 8 ~ H19
⑩ 馬場目川下流 (施設整備)	H13 ~ H18
⑪ 横手西部 (かんがい排水)	H24 ~ R11
⑫ 旭川 (かんがい排水)	H28 ~ R9
⑬ 成瀬皆瀬 (応急対策)	H31 ~ R17
⑭ 仙北平野 (施設整備)	H10 ~ H14
⑮ 田沢二期 (かんがい排水)	H23 ~ R6

凡 例

かんがい排水地区	
農地開発地区	
農地防災地区 干 拓 地 区	
ダ ム	
取 水 塔	
頭 首 工 (取 水 口)	
県 境	
地 方 区 分	

【作業項目表】

作業項目	作業内容	様式		作業実施欄	備 考
		計画編	資料編		
1. 準備作業	業務に必要な資料を収集するとともに、過年度までの調査内容を把握し、本業務を行うための作業計画を樹立する。			○	
2. 計画策定の基本方針	広域基盤整備計画調査を策定しようとする地域について、食料供給広域基盤確立対策の趣旨、食料供給広域基盤確立対策が必要な理由、広域基盤整備計画を策定するにあたっての基本的な考え方を整理する。	様式0		○	
3. 計画策定地域の概要	地域の概要、地域諸元、広域基盤整備計画調査の採択要件、用水状況、食料供給、事業概要についてとりまとめる。	様式1		○	
	(1) 国営県営地区の状況	様式1-1	様式1-1-1 様式1-1-2 様式1-1-3	—	R5 整理済
	(2) 水利用状況	様式1-2	様式1-2-1 様式1-2-2	—	R5 整理済
	(3) 施設管理状況と問題点	様式1-3		○	
	①施設別維持管理費		様式1-3-1 様式1-3-2	○	
	②維持管理費の問題点調書		様式1-3-3	○	
	(4) 食料供給能力				
	1) 広域基盤整備計画調査地域が食料の安定供給に寄与する役割	様式1-4		○	
	2) 県、市町村の農業長期計画と広域基盤整備計画地区の食料安定寄与度	様式1-4		○	
	① 農業振興計画				
	ア) 県長期計画等		様式1-4-1 様式1-4-2 様式1-4-3	—	R6 整理済
	イ) 広域基盤整備計画調査地域の流通基盤		様式1-4-4 様式1-4-5 様式1-4-6 様式1-4-7 様式1-4-8 様式1-4-9 様式1-4-10 様式1-4-11	○	
	ウ) 広域営農団地整備計画		様式1-4-12 様式1-4-13	○	
	エ) 市町村農業振興計画		様式1-4-14 様式1-4-15 様式1-4-16 様式1-4-17	—	R6 整理済
	② 事業実施地区の状況		様式1-4-18	○	
	ア) 生産団地の状況		様式1-4-19	○	
	イ) 作物生産に係る事業の貢献		様式1-4-20	○	
	③ 広域基盤が生産安定と食料の安定供給に寄与する役割				
	ア) 広域基盤整備計画調査区域の作物生産能力		様式1-4-21	—	R6 整理済
	イ) 広域基盤整備計画調査地域の生産安定の条件と対策（総括）		様式1-4-22 様式1-4-23 様式1-4-24 様式1-4-25	—	R6 整理済
	ウ) 広域基盤整備計画調査地域の生産安定に必要な生産基盤		様式1-4-26	—	R6 整理済
	エ) 県における農業の位置付け		様式1-4-27 様式1-4-28 様式1-4-29 様式1-4-30	—	R6 整理済
	オ) 担い手の状況		様式1-4-30 様式1-4-31	○	
	カ) 市場ニーズ等に関する調査結果		様式1-4-32	○	
	3) 地域農業の将来発展構想	様式1-5		○	

【作業項目表】

作業項目	作業内容	様式		作業実施欄	備 考
		計画編	資料編		
4. 長寿命化に配慮した更新整備計画					
(1) 長寿命化に配慮した更新整備計画の概要	長寿命化に配慮した更新整備計画の概要を整理する。	様式2		○	
(2) 長寿命化に配慮した更新整備計画	各地区の機能保全計画書、長寿命化計画書を整理する。計画がない地区は類似地区を参考に概略計画を策定する。	様式2-1		○	一部策定済
	対策時期の平準化・同期化などを行い、長寿命化に配慮した更新整備計画として所定様式にとりまとめる。	様式2-1		—	対象外
① 施設別事業効果項目検討調査	各施設毎に算定の可能性のある効果項目を記載する。		様式2-1-1	○	
② 施設機能診断調査	施設機能診断調査結果を整理する。		様式2-1-2 様式2-1-3	○	一部策定済
(3) 地区別施設更新整備構想					
① 地区別施設更新整備構想総括表	施設の状況、課題、今後の取り組む等の地区別総括表を記入する。	様式2-2		○	
② 地区別施設更新整備構想個別表	更新整備時期、施設の状況、課題、今後の取り組み等を地区別に整理する。	様式2-3		○	
5. 水利調整組織再編計画					
(1) 既存組織状況	既存の水利調整組織を調査、整理する。	様式3-1		○	
(2) 水利調整組織再編計画	上記で整理した地区について、組織再編の必要性和その可能性を整理する。	様式3-2		○	
6. 農業水利融通・再編計画					
(1) 広域水利用構想	広域水利用構想策定の必要性を整理する。	様式4-1		○	
(2) 渇水調整構想	既往渇水調整の実態・地域における渇水調整ルールの方法及び渇水調整時の対応での問題点を把握した上で、対策を記載する。	様式4-2		○	
①水系水利権一覧	水系毎の水利権内容について記載する。		様式4-2-1	○	
②水系既往渇水調整の一覧	渇水調整による取水量カットの実績について記載する。		様式4-2-2	○	
③水系既往渇水調整の実態	渇水調整によるダム放流の実績と融通相手先について記載する。		様式4-2-3	○	
④渇水調整連絡対策の方法	渇水時における調整・連絡等の対策を記載する。		様式4-2-4	○	
⑤旬別降水量	流域の代表地点における旬別の降水量について記載する。		様式4-2-5	○	
(3) 農業用水再編構想	再配分構想の概要について、地区の現況として農業情勢、地元の状況、農業外情勢等について記載した上で、今後の構想の方向について記載する。	様式4-3		○	
①農業用水再編構想	構想がある場合のみ記入する。		様式4-3-1	○	
②地域営農代替計画構想の概要	地域の状況を踏まえた上で、構想として作成可能な場合のみ記入する。		様式4-3-2	○	
7. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。			○	